

墨田区個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

第1条による改正（墨田区個人情報保護条例（平成2年墨田区条例第19号））

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 〔略〕</p> <p>第4章 保有個人情報の利用（第14条 - 第16条の4）</p> <p>第5章～第9章 〔略〕</p> <p>付則 （定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) <u>特定個人情報</u> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) <u>保有個人情報</u> 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報（文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記録されたものをいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。</p> <p>(4) <u>保有特定個人情報</u> 保有個人情報のうち、特定個人情報を含むものをいう。</p> <p>(5) <u>個人情報ファイル</u> 保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算組織を用いて検索することができるように体系的に構成したもの</p> <p>イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 〔略〕</p> <p>第4章 保有個人情報の利用（第14条 - 第16条の3）</p> <p>第5章～第9章 〔略〕</p> <p>付則 〔同左〕</p> <p>第2条 〔同左〕</p> <p>(1) 〔略〕 〔新設〕</p> <p>(2) 〔同左〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>(3) 〔同左〕</p>

人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

(6) 区民等 実施機関によって自己情報が保管されている区民又は区民以外の者をいう。

(7) 実施機関 区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び議会をいう。

(8) 電子計算組織 与えられた処理手順に従い、事務を自動的に処理する電子的機器の組織をいう。

(9) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。）及び事業を営む個人をいう。

（収集禁止事項）

第7条 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる諸事実に関する個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 収集することについて、法令等に定めがあるとき。

(2) 実施機関が墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例（平成2年墨田区条例第21号）に基づく墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会（以下「運営審議会」という。）の意見を聴いて、収集（特定個人情報の収集を除く。）することが特に必要であると認めたととき。

（収集の制限）

第8条 〔略〕

2 実施機関は、個人情報を直接本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合（特定個人情報にあっては、第2号に該当する場合に限る。）は、この限りでない。

(4) 〔同左〕

(5) 〔同左〕

(6) 〔同左〕

(7) 〔同左〕

〔同左〕

第7条 〔同左〕

(1) 収集することについて、法令又は条例に定めのあるとき。

(2) 実施機関が墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例（平成2年墨田区条例第21号）に基づく墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会（以下「運営審議会」という。）の意見を聴いて、収集することが特に必要であると認めたととき。

〔同左〕

第8条 〔略〕

2 実施機関は、個人情報を直接本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 〔略〕
- (2) 本人以外のものから収集することについて、法令等に定めがあるとき。
- (3)~(5) 〔略〕

3 〔略〕

(電子計算組織への記録の禁止)

第13条 実施機関は、第7条ただし書の規定により収集した個人情報(特定個人情報を除く。次項において同じ。)を、電子計算組織に記録してはならない。

2 〔略〕

(保有個人情報の目的外利用の制限)

第15条 実施機関は、収集した保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条及び第16条において同じ。)について、利用目的の範囲を超えた利用(以下「目的外利用」という。)をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 目的外利用をすることについて、本人の同意を得たとき。
- (2) 目的外利用をすることについて、法令等に定めがあるとき。
- (3) 目的外利用をすることが区民の生命、身体、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急やむを得ないとき。
- (4) 実施機関があらかじめ運営審議会の意見を聴いて、目的外利用をすることが特に必要であると認めるとき。

2 実施機関は、前項第3号又は第4号の規定により保有個人情報の目的外利用をしたときは、運営審議会の意見を聴いて特に通知する必要がないと認めた場合を除き、目的外利用をした旨を本人に通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項ただし書の規定により目的外利用をしたときは、規則で定める事項を記録し、閲覧に供しなければならない。

(保有特定個人情報の目的外利用の制限)

第15条の2 実施機関は、収集した保有特定個人情報の目的外利用をしてはならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護の

- (1) 〔略〕
- (2) 本人以外のものから収集することについて、法令又は条例に定めがあるとき。
- (3)~(5) 〔略〕

3 〔略〕

〔同左〕

第13条 実施機関は、第7条ただし書の規定により収集した個人情報を、電子計算組織に記録してはならない。

2 〔略〕

(目的外利用の制限)

第15条 実施機関は、収集した保有個人情報を利用目的の範囲を超えて利用(以下「目的外利用」という。)してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 目的外利用することについて、本人の同意を得たとき。
- (2) 目的外利用することについて、法令又は条例に定めがあるとき。
- (3) 目的外利用することが区民の生命、身体、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急やむを得ないとき。
- (4) 実施機関があらかじめ運営審議会の意見を聴いて、目的外利用することが特に必要であると認めるとき。

2 実施機関は、前項第3号又は第4号の規定により保有個人情報を目的外利用したときは、運営審議会の意見を聴いて特に通知する必要がないと認めた場合を除き、目的外利用した旨を本人に通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項ただし書の規定により目的外利用したときは、規則で定める事項を記録し、閲覧に供しなければならない。

〔新設〕

ために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、この限りでない。

(保有個人情報の外部提供の制限)

第16条 実施機関は、収集した保有個人情報について、利用目的の範囲を超えた当該実施機関以外のものに対する提供(以下「外部提供」という。) をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 外部提供 を することについて、本人の同意を得たとき。
- (2) 外部提供 を することについて、法令等に定めがあるとき。
- (3) 外部提供 を することが区民の生命、身体、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急やむを得ないとき。
- (4) 〔略〕
- (5) 実施機関があらかじめ運営審議会の意見を聴いて、外部提供 を することが特に必要であると認めるとき。

2 第15条第2項及び第3項の規定は、前項第3号又は第5号の規定により外部提供 をした場合について準用する。

(保有特定個人情報の外部提供の制限)

第16条の2 実施機関は、収集した保有特定個人情報の外部提供 をしてはならない。ただし、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(オンライン結合による保有個人情報の提供)

第16条の3 実施機関は、法令に定めがあるとき、又は公益上の必要があり、かつ、区民等の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるときでなければ、オンライン結合(当該実施機関が管理する電子計算組織と実施機関以外のものが管理する電子計算組織その他の機器とを通信回線を用いて結合し、当該実施機関の保有個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方法をいう。以下同じ。)による保有個人情報の提供を行ってはならない。

2～4 〔略〕

(外部提供の制限)

第16条 実施機関は、収集した保有個人情報を利用目的の範囲を超えて、当該実施機関以外のものに提供(以下「外部提供」という。) してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 外部提供 を することについて、本人の同意を得たとき。
- (2) 外部提供 を することについて、法令又は条例に定めがあるとき。
- (3) 外部提供 を することが区民の生命、身体、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急やむを得ないとき。
- (4) 〔略〕
- (5) 実施機関があらかじめ運営審議会の意見を聴いて、外部提供 を することが特に必要であると認めるとき。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項第3号又は第5号の規定により外部提供 した場合について準用する。

〔新設〕

〔同左〕

第16条の2 〔同左〕

2～4 〔略〕

(不適切な取扱いに対する措置)

第16条の4 実施機関は、オンライン結合により提供した保有個人情報適切に保護されず、区民等の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認めるときは、オンライン結合の相手先及び保有個人情報の提供を受けたものに対し報告を求め、又は必要な調査を行わなければならない。

2 [略]

(削除請求)

第19条 区民等は、前条第1項各号に掲げる自己情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の削除の請求(以下「削除請求」という。)をすることができる。

- (1) 第6条、第7条、第8条第1項、第9条第1項若しくは第2項又は第13条の規定に違反して収集され、又は記録されているとき。
- (2) 番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。
- (3) 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき。

2 [略]

3 前条第1項第1号に掲げる自己情報に係る削除請求は、自己情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(目的外利用及び外部提供の中止の請求等)

第20条 区民等は、第18条第1項各号に掲げる自己情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の目的外利用又は外部提供の中止の請求(以下「目的外利用等の中止請求」という。)をすることができる。

- (1) 第15条第1項又は第15条の2の規定に違反して目的外利用がされているとき。
- (2) 第16条第1項又は第16条の2の規定に違反して外部提供がされているとき。

2 [略]

[同左]

第16条の3 [同左]

2 [略]

[同左]

第19条 区民等は、次に掲げる自己情報が第6条、第7条、第8条第1項、第9条第1項若しくは第2項又は第13条の規定に違反して収集され、又は記録されていると認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の削除の請求(以下「削除請求」という。)をすることができる。

- (1) 第17条第2項の規定により開示を受けた自己情報
- (2) 実施機関からの通知により知ることとなった自己情報

2 [略]

3 第1項第1号に係る削除請求は、自己情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

[同左]

第20条 区民等は、次に掲げる自己情報が第15条第1項の規定に違反して目的外利用されていると認めるとき、又は第16条第1項の規定に違反して外部提供されていると認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の目的外利用又は外部提供の中止の請求(以下「目的外利用等の中止請求」という。)をすることができる。

- (1) 第17条第2項の規定により開示を受けた自己情報
- (2) 実施機関からの通知により知ることとなった自己情報

2 [略]

3 第18条第1項第1号に掲げる自己情報に係る目的外利用等の中止請求は、自己情報の開示を受けた日から90日以内に行わなければならない。

(法定代理人等の請求)

第20条の2 未成年者等の法定代理人又は本人の委任を受けた者は、本人に代わって第17条第1項、第18条第1項、第19条第1項及び前条第1項の規定による請求をすることができる。

(指定管理者に関する特例)

第31条 指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)が同法第244条第1項に規定する公の施設(以下「公の施設」という。)の管理を行うに当たって個人情報を取り扱う場合については、第2条第3号、第3条、第3条の2及び第2章から第5章までの規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条第3号	職員 保有しているもの	従事者 保有しているもの (公の施設の管理業務に関するものに限る。)
第3条の2(見出しを含む。)	職員	従事者
第7条第2号	実施機関	当該指定管理者を指定した実施機関(以下「指定実施機関」という。)
第8条第2項第5号	実施機関	指定実施機関
第8条第3項	運営審議会	指定実施機関を通じて運営審議会
第9条第1項	あらかじめ	指定実施機関を通じてあらかじめ
第9条第3項	当該登録を抹消し	指定実施機関を通じて当該登録を抹消し
第9条第4項	実施機関	指定実施機関
第12条第2項	運営審議会	指定実施機関を通じて運営審議会

3 第1項第1号に掲げる自己情報に係る目的外利用等の中止請求は、自己情報の開示を受けた日から90日以内に行わなければならない。

[新設]

(指定管理者に関する特例)

第31条 指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)が同法第244条第1項に規定する公の施設(以下「公の施設」という。)の管理を行うに当たって個人情報を取り扱う場合については、第2条第2号及び第4号、第3条、第3条の2並びに第2章から第5章までの規定を準用する。この場合において、第2条第2号及び第3条の2中「職員」とあるのは「従事者」と、第2条第2号中「保有しているもの」とあるのは「保有しているもの(公の施設の管理業務に関するものに限る。)」と、第7条第2号中「実施機関」とあるのは「当該指定管理者を指定した実施機関(以下「指定実施機関」という。)」と、第8条第2項第5号、第9条第4項、第15条第1項第4号、第16条第1項第5号、第17条第1項、同条第2項各号列記以外の部分、第17条の2、第17条の3、第17条の4、第18条第1項各号列記以外の部分、同条第2項、第19条第1項各号列記以外の部分、同条第2項、第20条第1項各号列記以外の部分、同条第2項、第21条及び第22条中「実施機関」とあるのは「指定実施機関」と、第9条第1項及び第13条第2項中「あらかじめ」とあるのは「指定実施機関を通じてあらかじめ」と、第9条第3項中「当該登録を抹消し」とあるのは「指定実施機関を通じて当該登録を抹消し」と、第16条第1項第4号中「他の実施機関」とあるのは「指定

第13条第2項	あらかじめ	指定実施機関を通じてあらかじめ
第15条第1項第4号	実施機関	指定実施機関
第15条第2項	運営審議会	指定実施機関を通じて運営審議会
第15条第3項	実施機関は、第1項ただし書	指定実施機関は、指定管理者が第1項ただし書
第16条第1項第4号	他の実施機関	指定実施機関
第16条第1項第5号	実施機関	指定実施機関
第16条の3第2項から第4項まで及び第16条の4	実施機関	指定実施機関
第17条第1項	実施機関	指定実施機関
	自己情報	自己情報（当該指定管理者が公の施設の管理を行うに当たって保有するものに限る。以下同じ。）
第17条第2項各号列記以外の部分	実施機関	指定実施機関
	当該請求者に係る	指定管理者から提供を受けた当該請求者に係る
第17条第2項第6号及び第7号、第17条の2から第17条の4まで並びに第18条第1項各号列記以外の部分	実施機関	指定実施機関
第18条第1項第2号	実施機関	指定管理者又は指定実施機関
第18条第2項及び第19条から第22条まで	実施機関	指定実施機関
第22条の2	実施機関は	指定実施機関は

（罰則）

第34条 実施機関の職員若しくは職員であった者、第12条の2の受託業務に従事している者若しくは従事していた者又は第3

実施機関」と、第17条第1項中「自己情報」とあるのは「自己情報（当該指定管理者が公の施設の管理を行うに当たって保有するものに限る。以下同じ。）」と、同条第2項中「当該請求者に係る」とあるのは「指定管理者から提供を受けた当該請求者に係る」と、第18条から第20条までの規定中「実施機関から」とあるのは「指定管理者又は指定実施機関から」と、第22条の2中「実施機関は」とあるのは「指定実施機関は」と読み替えるものとする。

〔同左〕

第34条 実施機関の職員若しくは職員であった者、第12条の2の受託業務に従事している者若しくは従事していた者又は第3

1条の指定管理者の業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5号アに掲げる個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

1条の指定管理者の業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第3号アに掲げる個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第2条による改正(墨田区個人情報保護条例)

改正案	第1条による改正後(案)
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) <u>情報提供等記録</u> <u>番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</u></p> <p>(4) <u>保有個人情報</u> <u>実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報(文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)に記録されたものをいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。</u></p> <p>(5) <u>保有特定個人情報</u> <u>保有個人情報のうち、特定個人情報を含むものをいう。</u></p> <p>(6) <u>個人情報ファイル</u> <u>保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。</u></p> <p>ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算組織を用いて検索することができるように体系的に構成したもの</p> <p>イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができる</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第2条 〔同左〕</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>(3) 〔同左〕</p> <p>(4) 〔同左〕</p> <p>(5) 〔同左〕</p>

ように体系的に構成したもの

(7) 区民等 実施機関によって自己情報が保管されている区民又は区民以外の者をいう。

(8) 実施機関 区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び議会をいう。

(9) 電子計算組織 与えられた処理手順に従い、事務を自動的に処理する電子的機器の組織をいう。

(10) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。）及び事業を営む個人をいう。

（保有特定個人情報の目的外利用の制限）

第15条の2 実施機関は、収集した保有特定個人情報の目的外利用をしてはならない。ただし、情報提供等記録以外の保有特定個人情報について、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、この限りでない。

（削除請求）

第19条 区民等は、前条第1項各号に掲げる自己情報（情報提供等記録を除く。以下この条及び次条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の削除の請求（以下「削除請求」という。）をすることができる。

(1)～(3) 〔略〕

2・3 〔略〕

（請求に対する決定等）

第22条 〔略〕

2・3 〔略〕

4 実施機関は、訂正請求、削除請求又は目的外利用等の中止請求に応ずることと決定したときは、速やかに、その旨を外部提供

(6) 〔同左〕

(7) 〔同左〕

(8) 〔同左〕

(9) 〔同左〕

〔同左〕

第15条の2 実施機関は、収集した保有特定個人情報の目的外利用をしてはならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、この限りでない。

〔同左〕

第19条 区民等は、前条第1項各号に掲げる自己情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の削除の請求（以下「削除請求」という。）をすることができる。

(1)～(3) 〔略〕

2・3 〔略〕

〔同左〕

第22条 〔略〕

2・3 〔略〕

4 実施機関は、訂正請求、削除請求又は目的外利用等の中止請求に応ずることと決定したときは、速やかに、その旨を外部提供

を受けているもの（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に通知する等必要な措置をとらなければならない。

（他制度との調整）

第28条 この条例は、法令（番号法附則第6条第5項に規定する情報提供等記録開示システムに係るものを除く。）又は他の条例により開示等の請求その他これに類する請求ができる場合は、適用しない。

2 〔略〕

（指定管理者に関する特例）

第31条 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が同法第244条第1項に規定する公の施設（以下「公の施設」という。）の管理を行うに当たって個人情報を取り扱う場合については、第2条第4号、第3条、第3条の2及び第2章から第5章までの規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条第4号	〔略〕
第3条の2（見出しを含む。） ～ 第22条の2	〔略〕

（罰則）

第34条 実施機関の職員若しくは職員であった者、第12条の2の受託業務に従事している者若しくは従事していた者又は第31条の指定管理者の業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第6号アに掲げる個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は

を受けているものに通知する等必要な措置をとらなければならない。

〔同左〕

第28条 この条例は、法令又は他の条例により開示等の請求その他これに類する請求ができる場合は、適用しない。

2 〔略〕

〔同左〕

第31条 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が同法第244条第1項に規定する公の施設（以下「公の施設」という。）の管理を行うに当たって個人情報を取り扱う場合については、第2条第3号、第3条、第3条の2及び第2章から第5章までの規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条第3号	〔略〕
第3条の2（見出しを含む。） ～ 第22条の2	〔略〕

〔同左〕

第34条 実施機関の職員若しくは職員であった者、第12条の2の受託業務に従事している者若しくは従事していた者又は第31条の指定管理者の業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5号アに掲げる個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は

加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、第1条の規定による改正前の墨田区個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)の規定により現にされている自己情報の開示、訂正等の請求は、同条の規定による改正後の墨田区個人情報保護条例(以下「新条例」という。)の規定によりされた自己情報の開示、訂正等の請求とみなす。
- 3 前項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、新条例の相当の規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例の一部改正等)

- 4 墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例(平成2年墨田区条例第21号)の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「第2条第5号」を「第2条第8号」に改め、同条第2号中「第2条第6号」を「第2条第9号」に改める。

- 5 平成27年10月5日から付則第1項ただし書に規定する日の前日までの間における前項の規定による改正後の墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例第2条の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「第2条第8号」とあるのは「第2条第7号」と、同条第2号中「第2条第9号」とあるのは「第2条第8号」と読み替えるものとする。

付則第4項の規定による墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例(平成2年墨田区条例第21号)の一部改正

改 正 案	現 行
(所掌事項) 第2条 運営審議会は、墨田区情報公開条例(平成13年墨田区条例第3号)第2条第	〔 同左 〕 第2条 運営審議会は、墨田区情報公開条例(平成13年墨田区条例第3号)第2条第

1号及び墨田区個人情報保護条例（平成2年墨田区条例第19号）第2条第8号に規定する実施機関の諮問に応じ、同条例の規定により運営審議会の権限に属するものとされた事項のほか、次に掲げる事項を審議して答申する。

(1) 〔略〕

(2) 電子計算組織（墨田区個人情報保護条例第2条第9号に規定する電子計算組織をいう。次号において同じ。）の管理運営に伴う区民の基本的人権の擁護に関すること。

(3) 〔略〕

1号及び墨田区個人情報保護条例（平成2年墨田区条例第19号）第2条第5号に規定する実施機関の諮問に応じ、同条例の規定により運営審議会の権限に属するものとされた事項のほか、次に掲げる事項を審議して答申する。

(1) 〔略〕

(2) 電子計算組織（墨田区個人情報保護条例第2条第6号に規定する電子計算組織をいう。次号において同じ。）の管理運営に伴う区民の基本的人権の擁護に関すること。

(3) 〔略〕